

会 議 録

会議の名称	令和7年度第3回豊中市環境保全審査会		
開催日時	令和8年(2026年)3月10日(水)(10:00~12:30)		
開催場所	第二庁舎3階大会議室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> ・不可・一部不可
事務局	環境部環境指導課	傍聴者数	0名
公開しなかった理由			
出席者	委員	井ノ口委員、紀伊委員、小谷委員、前迫委員、宮川委員、益田委員	
	事務局	藤家部長、片羽次長、多々主幹、藤井係長、上原主査	
	その他	事業者 議題1:6名、議題2:5名	
議題	<ol style="list-style-type: none">1. 都市計画道路三国塚口線阪急神戸線立体交差化事業に係る環境影響評価準備書について2. 新千里東町団地における団地再生事業に係る環境影響評価準備書について3. その他		
審議等の概要 (主な発言要旨)	議事録のとおり		

【事務局】 ただいまから、令和7年度第3回豊中市環境保全審査会を開催します。

～ 資料確認 ～

「豊中市環境保全審査会規則」第4条第2項の規定に基づき、委員総数7名中6名が出席のため、会議は有効に成立している。なお、会議に先立ち、本日の会議は「豊中市環境保全審査会傍聴要領」に基づき進めている。それでは、会長に議事の進行をお願いする。

【会長】 委員の皆様お忙しい中、早朝よりありがとうございます。事務局からの説明の通り、議事次第に従い環境影響評価を進める。まず案件1の都市計画道路三国塚口線阪急神戸線立体交差化事業に係る環境影響評価準備書について、事業者の方から概要説明をお願いする。

～事業者説明～

【会長】 事業者からの説明の通り、土壌・地下水汚染、騒音・振動、景観、文化財ということで、非常に多岐にわたる。慎重に審議をさせていただきたい。ご意見のある委員の皆様も、直接挙手してお話をいただければと思う。

【委員】 12-1 ページ以降のチェックリストを見ていくつか気になった。6番の日照障害、電波障害対策を実施しないとなっているが、高架化されると電波障害が発生するのか。

30番、あるいは32番あたりの雨水排水の配慮が空欄になっているが、高架化されると雨水の浸透がなくなり、雨水の量が増えると思うが、今回は全てそのまま公共下水に流すという計画なのか。

もう一点、工事期間中の騒音が気になるが、夜間工事を行うのか。

【事業者】 まず、この環境配慮チェックリストについては、今回の鉄道事業が基本的に対象外で、建築物関係の環境影響評価チェックリストであるため、鉄道事業の内容を正しく表現できていない点がある。 ご指摘いただいた3点のうち1点目、まず日照障害については、環境影響評価項目の対象としておらず、準備書には記載していないが、別途、任意で予測評価を行っており、日影図の予測結果から、建築基準法の日影規制を参考に、事業による日照障害の影響が地上高さ4mでの日影時間が5mを超えて5時間以上、あるいは10mを超えて3時間以上となるような状況は発生しないことを確認している。電波障害についても準備書においては評価対象とはしていないが、今回の鉄道高架の構造物は、高いところでも高欄部を含め9m程度の高さになる。9m程度の高さになるので、周りに立地している戸建てや事業所などの建物と比べても、高いものではないため、特段電波障害などの影響は小さいと考えている。

2点目の雨水処理については、高架構造物とするため、構造物内で集水機能を設け、雨水などを集水し、公共下水に接続して処理していく。3点目の工事期間中の騒音については、本編の2-10ページ、2-11ページに記載している。工事期間中における環境保全対策の実施方針を記載しており、2-11ページに「騒音振動対策」を記載しており、例えば、低騒音・低振動型の建設機械の使用に努めることや、アイドリリングストップの勧告をするなど、こうしたことをしっかり実施していくことで、環境保全に配慮した工事にしていく計画である。ご質問にあった夜間工事についても、道路工事や交通規制が必要な所については、一部夜間工事が必要になる可能性があると考えている。

【委員】 騒音と振動の両方に関わるが、騒音のほうで質問する。7-27ページについて、列車の走行に関わる騒音に関して、北側の方が現況よりも騒音や振動が悪化するのではないかという説明だったかと思うが、現地調査結果と比べて7-27ページの表

7-2-9では、特に対策しない場合であっても、騒音レベルが下がるような結果になっているが、どうしてなのか。また、さらに環境保全措置をとると、表7-2-10にあるように、さらにレベルが下がり、目標を満足するという理解で良いか。

【事業者】 委員のご指摘のとおり、距離が近づくため環境悪化、騒音の悪化が懸念される場所だが、そうならないのは、まず図面の7-26ページに今回の予測モデルをお示ししているのをご覧いただきたい。現状平面が、高架化することによって3mから1.5mの高さの高欄が作られることがまず一つ。もう一つ、レールの種別をロングレール（継ぎ目の少ないレール）にすることによって騒音に配慮した構造にする。そうすることにより騒音レベルが一定程度低減され、表7-2-9にお示しするような予測結果となる。これに加え、弾性まくら木直結軌道という通常のバラスト軌道やスラブ軌道より騒音を落とせる軌道があるため、その軌道を使うことでさらに騒音が低減され、表7-2-10に示すような値となる。したがって、現況より悪化しないというのは、高欄ができて遮音効果が出るということと、レールや軌道を騒音に配慮した構造にすることによって現況より騒音レベルを落とせることとなっている。

【委員】 数値を見ると、確かに北側の方が影響を受けることも理解できるし、それに対しても万全の対策を取ろうとしていることはよくわかった。後半の部分にあった道路のほうだが、6-31ページについて、供用後の自動車走行に関して予測がなされているが、確かに目標値を満足しているが、例えば、昼間現況値64dBに対し68dBや69dBと、4dB、5dB上がっていることになるので、体感として明らかにレベルが上がっていると感じる大きな変化だと思われる。特に夜間の騒音の影響が心配されるが、夜間でもかなり上がっている。この原因や影響をどのように考えているか。

【事業者】 三国塚口線という道路整備は4車線の道路整備となるが、もともとは2

車線が通れるか通れないかという道路であったため、4車線化し、計画交通量が2万台以上となる幹線道路となるため、どうしても道路の騒音がプラスされてしまう。ただ、そういう幹線道路に近接している空間についての環境基準として70dBや夜間であれば65dBという基準があるため、その基準を満足するように計画している。この68dBや69dBも、無対策ではこの値にはならない。例えば道路の舗装を排水性舗装にするなど、様々な騒音に配慮した計画とすることで、環境基準を満足するようになったと考えている。

【委員】様々な対策を取られ、幹線交通を担う道路に近接する空間の基準を満足するようになっているが、周辺地域の住民にとっては、騒音が大きくなったのは事実となるので、細心の注意を払ってほしい。

【委員】土壌汚染についてお尋ねしたい。概ね、土壌汚染の場合は、現状の鉄道を撤去してからしか調査ができないため、適切に対応される予定で準備されていると理解している。最初にお尋ねしたいのは、現在の鉄道路線敷地が高架化後にはどのような使用用途にする予定か。

【事業者】廃線敷地については、鉄道事業者の敷地になっているが、これを大阪府の公共用地として取得し、その後どのように活用していくかということになる。現時点では、活用方法は未定である。豊中市などにも協力いただき、この土地を利用したまちづくりや活用方法を検討していく予定にしている。

【委員】土壌汚染がもしも見つかった場合、その上を完全に覆って、例えば道路にしてしまうとか、建物を建ててしまうような使い方をする場合と、緑地帯を作るような場合では、対応が異なってくると思うので、土地利用の観点も含めて適切に対応して

いただくようお願いする。

【事業者】 土地の活用方法に応じて必要な対策、土壌の汚染の状況を確認することやその措置についても土地利用のことを考えてしっかり検討していく。

【委員】 騒音の件でお伺いしたい。7-14 ページを見ると、測線の3のところは線路が寄ってくるということで、おそらく一番影響を受けると評価されていると思う。7-22 ページを見ると、受音点が地表面から多分 1.5m ほどと思うが、そこから線路が上に上がることで、もし評価地点の建物がこの線路のレベルにあるとすると、高いところの騒音は上がってしまうことになるのではないかとと思われるが、この周辺、道路の整備も一緒にやるということだが、周辺の建物は一部残るということで良いか。残るとした場合、騒音が上がってしまうような場所というのではないのか。

【事業者】 別線方式で整備するので、一部建物がかかっていくところについては買収対象になり、道路の整備についても買収対象で建物がなくなる場所もあるし、逆に残る場所もある。騒音を予測・評価する高さについては、在来鉄道の騒音測定マニュアルに基づいて測定しており、原則として地上 1.2m で評価するとされている。今回、環境保全の目標は、在来鉄道の新設または大規模改良に際しての騒音対策の指針をもとに決定しているが、この指針においても測定は地上 1.2m の高さとしており、一般的な鉄道高架事業による高さの評価になる。また、このエリアは中高層の建物が多く立地する状況ではないことから、一般的な地上 1.2m の高さを予測地点として評価してきた。

【委員】 昔の話だが、小田急の連続立体交差事業の時に、その点話題になっていたので、ぜひ丁寧に進めていただければと思う。

【委員】景観について、周辺景観との調和を図るということで、外壁に配慮することになっているが、これは色についてか。外壁の色と、構造物はどうしようもないと思うが、緑化的なことも本文の中に書かれていたが、具体的にどのようなことを考えているのか。もう一点は文化財について、試掘調査を行うと書かれているが、遺跡を通るような形になっているので、万が一、試掘調査をして何か出てきた時の対応についてどのようにお考えか。あとは土壤汚染の中で鉛が出てきて、基準以下という値ではあったのだが、当該地のデータとして基準値以下ということで良いのか、他の場所のデータなのか、どちらか。

【事業者】まず、景観については、7-51 ページをご覧ください。豊中市の景観形成基準などの外壁の基準で、色合いとして、明度や彩度など明るさや彩りの基準があるため、こういう基準を参考に、外壁の色合いを鉄道高架構造物の色合いとして、調和のとれた構造物にしていく考えである。事業を進めるにあたっては、景観法関係の届出などもある。豊中市の景観関係部局や関係機関とも十分に協議を行い、設計していくことで、都市景観との調和に努めたい。

【委員】高さ、色彩、素材といった要素が書かれているが、高さについても全体のバランスというものがあり、高くても問題だし、低くても問題である。景観的な側面からの高さなのか、あるいは構造上、これ以上、上げられない、あるいは下げられないということがあるかと思うので、そこについても補足いただきたい点と、素材についても、調和的な素材と言っても限界があるように思えるが、素材についても教えていただければと思う。

【事業者】高架構造物の高さについては、必要以上に高くする必要はなく、道路と鉄

道が交差する部分で、道路の建築限界 4.7m を確保するように鉄道の高さは決めている。鉄道の高さは、道路をしっかりと越えられるが、必要以上に高くはしないということで高架構造の高さは決めており、一番高いところでも高欄の部分も含め 9m から 10m 程度の高さである。特段高い構造物を作るということにはなっていない。素材には土木構造物で、基本的にはコンクリートの構造物になる。コンクリートの構造物に塗装などで色を塗る形になるため、色合いについては配慮できると考えている。豊中市の景観形成基準などを参考に、指定されている色の範囲内に収まるような設計をしていく。文化財については、埋蔵文化財のマップの中に入っているため、教育委員会等の関係機関に指示を仰ぎながら試掘調査を行い、もし出てきた時には文化財を保全する措置について、教育委員会と協議しながら進めていく。

【委員】 当該の場所に出てきたとしても、設計、つまり橋脚の位置を変更しても、またそこに出てくるかもしれないので、その文化財を別の場所で保存するような対策を取ることになるのか。

【事業者】 基本のご認識の通りである。もう一つ補足すると、文化財の位置を示している 6-44 ページと、7-30 ページを合わせてご覧いただきたい。7-58 ページに庄本遺跡の位置を示しているが、7-58 ページに示しているように、北東側に新たな鉄道構造物を作る予定である。そのため、基本的に橋脚の位置が庄本遺跡のマップ上に合致するとは考えていないが、ただしマップの位置が厳密に庄本遺跡の位置と合っているかは分からないため、しっかり試掘調査をして、文化財の関係機関とも協議して進めていく考えである。

土壤汚染に関しては、既存の資料調査は豊中市域における既存のデータを記載しており、当該地のデータではない。ただ、廃線敷地は鉛などが含まれている可能性があるため、この廃線敷地を改変する際には、土壤汚染対策法に基づき、有害物質の有無を

調査した上で、検出された場合は必要な措置を講じるということを事業者が廃線敷地の土地を改変する際にしっかりやっていくという考えである。

【会長】他にももしご意見ないようであれば、環境保全審査会としての意見書作成に入りますので、事業者様には一旦、退室をお願いする。

～事業者退出～

【事務局】ただいま画面共有にて、環境保全審査会としての意見書を表示している。お手元にはない方はそちらをご覧ください。それでは、評価項目に挙がっている部分のみ説明する。

～意見書案説明～

【会長】説明のあった意見書に関して、委員の方からご意見を頂戴したい。この意見書でよろしいか。

～異議なしとのジェスチャー～

では、この意見書を市長に報告する。

【会長】続いて案件2に入る前に5分間休憩を取る。11時15分から再開する。

～5分休憩、事業者入場～

【会長】委員の皆様、全員お戻りなので、審査会を再開する。次第に基づき案件につ

いて概要説明をお願いし、その後審議となる。事業者から説明いただく。

～事業者説明～

【会長】ただいまのご説明に対して、どこからでも結構ですので、ご意見、コメント等お願いしたい。

【委員】全部で3点質問がある。26ページに環境配慮チェックリストが上がっている。それに関連して、少しお尋ねする。12番の「沿道等の緑化」というところで、「実施する」に丸がついている。横の説明を読むと、「西側および南側の土地利用が駐車場となっており、積極的な緑化を予定していない」とあるが、これは西と南は予定していないが、東は緑化をする、という読み方をして良いのか。

次に24番について、「壁面緑化等の緑化」を実施するとあるが、モニタージュを見る限り壁面緑化的な要素がないが、本当に10階建ての高層のところに壁面緑化等による緑化をお考えなのか。

最後に、25番の「緑化位置や樹種の配慮」ということで、一例だとは思いますが、主要動線にサルスベリ、イチヨウの列植と、桜の花見広場という広場が例として掲げられているが、生物多様性の時代で、なおかつ温暖化を抑制する、つまりゼロカーボンを目指しているので、コンセプトとしてサルスベリとイチヨウの列植をやって、桜の花見広場を考えている、というのはもう少し考えていただいても良いかなと思うところがある。また、落葉広葉樹や落葉針葉樹だけでなく、当然常緑広葉樹なども考えていると思うので、この辺りはどういう緑化コンセプトで緑地を作るかということと関連してくるので、そんなに詳しく書かなくても良いところではあるが、そういう緑地に対してのコンセプトが分かるようなことを配慮いただければと思っている。以上3点について伺いたい。

【事業者】1点目から順にお答えする。項目の12番、沿道等の緑化について「実施する」となっているが、この「沿道等」が団地内通路等も含むと考えている。メインとなるのは北側、本編資料の9ページ目に現在の外構平面図を記載している。見ていただいで分かる通り、北側、東側については、団地の既存の緑化計画と連続性を持たせて緑化に努める形としている。西側、南側についても、積極的な緑化はなかなか難しいというのが正直なところではあるが、住棟際である部分への低木、中木の配置であったり、歩く空間に対する植栽類であったりというような、様々な高さでの緑化が楽しめる計画に努めている。

この図面で次の質問である24番の壁面緑化等による緑化についても説明する。こちらはどちらかというところ、壁面というよりは団地内の擁壁などの法面部分、斜面地の部分の考え方を記載している。擁壁については、圧迫感軽減のために高さを極力抑えているところであるが、植栽や芝と接する面の擁壁というところは植栽を擦り付けて圧迫感を和らげるなど、なるべく擁壁ではなく、敷地の北側はなるべく法面で処理をして、高木や草木植栽を配置することで緑化に努めているところが、「実施する」の内容となっている。

続けて25番の緑化種、樹種の配慮というところについて、詳しい資料を持参できておらず申し訳ないが、委員のおっしゃる通り、イチョウやサルスベリ、桜という樹種だけでなく、様々な季節で楽しめるように、北側に多く配置しているが、広場においても高さのある樹木を配置し、なるべくメリハリのある空間が楽しめるような計画を考えている。

【委員】分かりました。十分配慮されているだろうとは思っているが、書いてある通り読むと確認できなかった。記載の方法を工夫してもらえれば理解が進んだと思う。9ページ的设计図だけを見ると、季節によって紅葉が楽しめるなど、うまく季節

感を出そうとしていることは意図的には分かるが、酷暑対策として、常緑で木陰を作るなど、ヒートアイランドにならないような木陰を作り出す発想も大事なので、色々なコンセプトの描き方があると思うが、ただの景観的要素だけではなく、本当に実質的に夏の猛暑を避けていくような緑地をお考えいただければと思っている。

【事業者】 ありがとうございます。

【委員】 先ほどの9ページの図面だが、遊具などの近くの芝生のところに屋外の駐輪場をたくさん設置されているが、特に安全性の問題を感じる。もう一点が、中央付近の芝生のところに駐車場が2台とか5台とか6台とか設置されているが、居住者が使うのか、宅配などの業者が使うのかどうか教えてほしい。このあたりも、歩行者や自転車がよく通るところだと思われるので、安全対策について考えているのか。

【事業者】 まず駐輪場について、屋外に計画しているものは、実態としてすでに供用開始されている部分での自転車の台数などを加味すると、こちらの実線で書かれている自転車置き場（平置き40台などと書かれている住棟近くのもの）で十分間に合う想定となっている。ただ、将来的に万が一駐輪場が足りなくなった時に使うような想定ということで、実態としては駐輪ラックなどが配置されていない緑地と一体的に使われているような部分となる。続けて駐車場についても、こちら点線で記載しているのが、将来的に必要となった時に駐車場として使うことができるように確保している空間となっている。この駐車場台数については、実態の契約率、1期の既に供用開始された部分で残存している空き駐車場の量から考えても、ここまでの量が不要ではないかということもあり、都市整備課と協議をして、指摘の駐車場についてはなるべく減らしていくように、協議中となっている。

【委員】 あと2点。1点目はカーシェアリングや電気自動車の充電施設などの設置予定があるのか。もう1点、最後のページの環境配慮チェックリストの34番のところにCASBEEのAが書かれているが、ZEH対応予定があるのか。建て替えでもZEH Orientedを目指していたと思うので、同じように目指すのかどうか。

【事業者】 まず1点目、カーシェアについては、こちら外構図でも敷地の南東側あたりに「カーシェア」と書かれた区画が10台ほどある。こちらをカーシェア用の区画として想定をしている。EVの充電設備についても、一部駐車場の区画に充電設備を設置できるような設計にしていく予定である。ただ、これらについては、実際の需要を見ながら、実装していくことを想定している。続けて、本編の29ページ、チェックリストの34番のCASBEEのA取得対応について、ZEH対応についても、ZEH Orientedの取得を予定している。

【委員】 緑地面積の割合が30%を目指すということだが、それが現状に対して増えることになるのかが1点。2点目が、9ページ目で、駐車場が足りなくなった場合に増やすのが点線ということだったが、そうすると、緑地が3割から将来的に減る可能性があるのか。3点目が、緑地面積として確保するというのはとても重要だと思うが、例えば19ページ目を見ると、上と下だと木の高さが随分低くなっているようにも見え、緑地のボリュームのような立体的なボリュームの評価も必要なのかなと思うが、考慮されているのか。

【事業者】 まず1点目について、8月の計画書の審査時に同じ質問をいただいていたかと思う。答えとして、既存の緑地面積について社内でも確認をしたが、当時の緑地の計画面積が確認できなかったため、単純な比較とはいかないが、既存の投影面積でいうと、やや減っているところではある。ただ、大きく減っているわけではなく、現

況 8400 平米前後から、記載している 8183.7 平米に投影面積では変化している。ただ、樹木面積を増やす、法面の緑化、あとは植栽の多様性を増やしていくことで、緑の質を向上させる計画で考えている。

2 点目のご指摘について、緑地面積はこちらの点線部も含む計画となっている。ただ、現時点でもすでに供用開始している I 期工区でも 100 台近く未契約の区画があり、将来駐車場をいたずらに作るような計画も必ずしも合理的ではないということで協議をしている状況である。今後の需要も見据えながら、将来的にも緑地面積が減ることのないように計画を行いたいと考えている。

3 点目、樹木の高さや、ボリュームの評価について、今後の計画と今後の報告書に向けて、具体的な評価の手法を事務局とも相談していければと思う。

【委員】最後の 19 ページ目の写真モニタージュだけ見ると緑地が減っているようにも見えるので、もしそうではないということであれば、検討してほしい。

【委員】先ほどからの委員の皆様のご質問に少し関連して、これまでの話を聞いていると、駐車場あるいは駐輪場の数がやや流動的なように思う。一方で、豊中市においては、附置義務等が基準として設けられているのではないかと思うし、例えば大阪などは、状況に合わせて緩和する動きがあり、また近年のシェアなどにも対応する動きが出てきていると思うが、その辺りの規定の関係は確認されているのか、またその基準に従うと最低限の設置数があると思う。また、子どもたちが遊ぶ場所などの位置関係から、どの辺りを減らし、どの辺りを維持するなどの、ある程度目安とがあるのか。

【事業者】まず駐車場の附置義務について、現在、都市整備課の方で「千里ニュータウン地区住環境保全に関する基本方針」に基づいて、現況、公的な賃貸住宅について

は、戸数の50%の整備というものが附置義務として課されているが、この方針について、改定を予定していると都市整備課から聞いている。また改定に伴い、具体的な数値についても、緩和予定であることに加えて、豊中市に十分理解をいただければ、さらに緩和していく手続きが可能だと聞いている。具体的な現状の契約率などの数字をもとに最終的な協議を行っているところである。また2点目の駐車場について、減らすということであれば、どこを減らしていくのかという質問については、この外構平面図で申し上げると、点線で記載の部分、主には中庭にある「駐車場（屋根なし）」と書かれているところは、一定減らすもしくは全て減らすという想定である。

【委員】 ちなみに駐輪場も附置義務は条例等で定められているのか。

【事業者】 駐輪場の附置義務には、現状の方針に基づいて、設置計画をすでに確認いただいている。

【委員】 駐輪場については原則今の計画通りに設置するという理解で良いか。

【事業者】 認識の通りである。

【委員】 子どもたちが遊ぶような場所に駐車場が2台、2台、2台とあるが、全体見渡した時に、緑地自体の割と真ん中あたりに、車が入ってくるところが、2箇所ほどあり、その安全性はどれくらい検討されているか。

【事業所】 なるべく中庭に駐車場を配置しないよう、今後も豊中市と協議をして、具体的な設置台数について検討を重ねていく。基本的にはこの緑色の空間は子どもが遊んでも大丈夫なように、車が入っていかないような計画にしていきたいと考えてい

る。

【委員】 設計図自体はまだ動く余地があるのか。

【事業者】 点線になっている駐車場については、まだ未確定な状況で、動く可能性がある。

【会長】 他に委員からのご質問いかがか。ご意見が無いようなので、これで意見聴取審議を一旦終了とする。事業者の方はご退室をお願いします。

～事業者退場～

【会長】 委員の皆様にはご審議ありがとうございました。ただいまより「新千里東町団地における団地再生事業に係る環境影響評価準備書」の環境保全審査会としての意見書案について事務局から説明いただく。

【事務局】 ただいま画面共有にて環境保全審査会としての意見書案を表示したので、お手元に資料がない方はそちらをご覧ください。

～意見書案説明～

【会長】 意見書はいかがか。改めて読むと、建築物のデザインについては言及されていて、周辺環境との調和を保ちなさいというところは書かれているが、委員から複数ご意見いただいた部分がうまく反映されているのか、なかなか悩ましい。コメント等お願いしたい。

【委員】 例えば、緑地の話が結構多かったと思うので、例えば1の景観のところ、2行目の「建築物による圧迫感低減等の観点から緑地の配置・樹木量について十分配慮すること」としては、いかがか。

【事務局】 （画面共有資料）意見を今入力したところです。

【会長】 強調されているのは、建築物のデザイン、色彩、周辺環境との調和、建築物による圧迫感低減の観点による緑地の配置、量、ということなので、景観についてはいいと思う。議論いただいていた論点の緑地、安全、交通について、その他の事項に追記できるのか。事務局は、駐車場の台数、緑地とのバランスの関係性、安全性、あるいは緑地に求められる地球温暖化、緑地のデザインだけではなく、まさに環境への負荷を低減するような緑地を目指してほしいということが入ればいいと思うが、いかがか。

【事務局】 今すぐに思いつく文言はないので、意見をもとに、改めて事務局案をご提示できればと思う。

【会長】 具体的に簡潔な言葉が浮かばないが、事務局と調整し、今回委員から複数いただいた意見をうまく反映できるような言葉としてその他に追記し、それを会長が確認後、委員の皆様にも情報共有することで、意見書としたいと思うが、いかがか。

～ 「異議なし」の声～

【会長】 ご協力大変ありがとうございました。では、本日予定していた案件は終了する。事務局からその他事項があれば願います。

【事務局】 会長、ありがとうございました。長時間にわたりましたが、最後に相談案件と事務連絡について連絡する。まず相談事項であるが、メールで資料を送付した案件となる。。

～相談案件説明～

【会長】 緑地とかそういうデータがない時にご相談を受けたので、しっかりとデータを出してもらうよう事務局にお願いし、その後、具体的な提案が出てきた。事務局の提案としては、計画変更はあるが、環境影響評価の手続きは供用後のみでいいということか。

【事務局】 ご認識の通りである。環境影響評価の手続きとしては、全て供用後に再度、事後調査をすることになっているので、その調査を待って、合わせて変更分の調査をしてもらうことを考えている。

【会長】 事務局提案であるが、それで良いのではないかというご意見、あるいはやっぱりここはちゃんとやってもらった方が良いのではないか、あるいは、当初想定されなかったことが、事業者から出てきた、ということで、付帯意見をつけるとか、方法的なことも含めてコメント、ご意見を頂戴できればと思う。

【委員】 変更計画だと屋上緑化をするとのことだが、もともと緑地帯があった部分を非常に大きく減らすことになる計画だと思う。これに関して、豊中市および、ここは府立公園だと思うが、大阪府の方は、これだけの大きな緑地帯を削って建物を建てることに関しては理解をされているのか。

【事務局】 当然、今回の計画に関しては大阪府の了承を得て実施している事業になっているので、協議済みと考えている。豊中市に関しては、緑化の条例で基準を設けており、本件に関しては、実際 25%をこのエリアに基準として設けているが、それはクリアする、伐採本数を増やしても 25%は確保する、という回答をもらっている。

【委員】 実際に現地を見に行った時にも、かなりの木が伐採されるということで、憂慮されていたと思う。今回の場合、ものすごく伐採本数が増えて、大幅に緑地帯が消えていく。かつ、変更の内容を見ると、企業側の都合で高級な路線に変更するとのことで、利用者が非常に限定される状態で、公共の敷地を数少ない人たちのために使う、犠牲にすることに関する問題意識はないのか。また、大阪府は、最初この土地を提供すると言った時、最初に環境アセスにかけた時の施設から大規模に拡大するということまで含めて了承している、という理解で良いのか。

【事務局】 当初どういう協議をしていたのかは、大阪府からは聞いていないので分からないが、本計画に関しては、大阪府と協議は済んでいると聞いている。

【委員】 私も同様に後出しじゃんけ的な印象があって、変更してもいいのではないですか、とここで即座に返答するには、伐採本数が、69本が148本と倍以上になっており、植えたらいいという数合わせではないので、最初の審査会の時も大きな木を切るということだけでも、驚きがあったが、さらに削るという案を審査会で承認して良いのかというのは、かなり戸惑う。例えば環境負荷を大きくすること、屋上緑化と地面に生えている木を切るというのは、やはり質的にも異なる環境であるし、地面から生えているものを利用している昆虫なり土壌動物層なりがあるから、生態系という話でいくと、大きく屋上緑化と、伐採するというのは質が違ってくるので、そこに対してどういう審査会意見をつけるかというのは、なかなか悩ましいところである。本

当にするのかと。大阪府がどうしてこれを問題視しなかったのかがよく分からないが、こういうことはこれまでもあるのか。当初計画されていた案件とは違う案件を出してこられて、この場で審議として良いのか。審議扱いなのか。

【事務局】 委員の皆様にご相談した上で、委員の皆様にある程度後押しをしていただいた上で、事務局が事業者と協議を進めていきたいというところである。

【委員】 例えば審議であるとする、私の分野から考えても、69本を148本、100本近く伐採することに対して、まあ「問題ないですね」とは言えない。私の立場から考えても、なかなか納得しがたいので、何か別の場を作っていただく必要があり、今の短時間でベストの答えを協議して、審査会の意見として承諾しました、という風にはなかなか難しいところがあるが、事務局案としては、ここで承諾されれば一番スムーズだろうが、他にどういう議論の場や、議論の仕方を考えているのか。

【事務局】 今回、この計画変更は難しいのではないかと反対が出た場合は、次回審査会の場で事業者から再度説明をさせて、もう一度委員の皆様からご意見を頂戴するという流れになるかと考えている。

【会長】 議論の余地を残していただき、事務局ご苦労いただくが、データとか、あるいは事業者の考えも聞ききたいので、もう一度審議の場を設けてほしいと考えているが、委員の皆様いかがか。

【委員】 一旦樹木はなくなるので、北側の散策路の景観評価の面でどうなのか等、いろいろ気になることがあるので、ぜひ議論の場を設けてほしいと思う。

【委員】賛同する。付け加えて、特に緑化の点はもとよりだが、その前にお話にあった、設備が増える一方で、価格帯を上げることによって利用者数は抑えられるから、結果の負担がイーブンになるということで、もう少しデータ等何かないと、それだけで緑化以外のことは考慮をする必要がないと断じることは少し早計なように感じる。設備が増えればその分、例えば湯量だって増えるのではないかとか、来場者数の問題以上に、基本的にかかるベースのものが増えると通常だとイメージするので、緑化の点に限らず、議論の場を設けるなり、少なくとも説明をもう少し詳細に聞きたい。

【会長】 事務局には再度審議の場を設けるということで調整いただけるか。

【事務局】 はい、承知した。ご意見ありがとうございました。

【会長】 はい、よろしく願います。

【事務局】最後に事務連絡をする。今年度の環境保全審査会の開催は、本件で終了となる。一年間ありがとうございました。委員の任期は2年となるので、来年度も引き続きよろしく願います。なお、所属等に変更がある場合は手続きが必要になるので、事務局まで連絡ください。さらに、来年度の予定について現在、早々に計画書を提出したいという相談を1件受けている。4月から5月に環境保全審査会を実施したいと考えているので、改めて日程調整をする。ご協力をよろしく願います。

【会長】 委員の皆様には大変長時間にわたって熱心なご議論をいただきましてありがとうございます。次年度ももう案件があり、先ほどの施設変更の件もあるので、次年度も引き続きよろしく願います。

これで審査会を終了する。ありがとうございました。

【事務局】 ありがとうございました。